

## 意見書

平成 21 年 8 月 17 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「電気通信事業分野における競争状況の評価 2008(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「電気通信事業分野における競争状況の評価 2008(案)」(以下、「本評価結果案」という。)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

#### 【総論】

電気通信事業の公正な競争を促進するための施策の一環として、「電気通信事業分野における競争状況の評価」(以下、「本制度」という。)が2003年度より運用されていますが、過去の本制度の意見募集等の機会において、弊社共を含む競争事業者から、以下の各点について、繰り返し主張を行っているところです。

- ・ 独占事業者として出発した歴史的経緯を有し、ボトルネック設備を保有する東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、合わせて「NTT東西」という。)の市場支配力に特に着目すべきこと
  - ・ 中でも、両社のシェア上昇が顕著となっているFTTH市場を中心としたブロードバンド市場を重点的に分析することで競争上の課題を明確化すべきこと
  - ・ それら分析結果を踏まえ、公正競争を確保するための各種措置を講じる必要性があること
- しかしながら、例年の評価結果においては、現行規制が機能していること等を理由として、固定電話市場・ブロードバンド市場等において、市場支配力の行使が抑止されているとの判断により、常に競争状況の注視にとどまる評価がなされ、一向に市場における問題点の改善が図られていません。また、長期に渡って市場支配力が存在する市場において、当該市場環境が継続していることについても十分な分析がなされていない等の課題も存在します。他方、日々の競争状況の実態は、固定電話市場における市場支配力の隣接市場への行使・濫用(レバレッジ)やNTTグループの共同的・一体的市場支配力の行使等の問題により、FTTH市場を始めとしてNTT東西殿の独占傾向が進展し、市場における競争環境は悪化の一途を辿っています。

今回、NTTグループに係る累次の公正競争要件の有効性・適正性の検証を目的とした競争セーフガード制度との連携を意識して、本制度のスケジュール等が一部変更となったことは本制度運用上の前進と考えられますが、これまでのような表層的な評価が繰り返されるだけであれば、単なる市場レビュー以上の効果は依然として望めず、こうした運用変更も、意味をなさないものと考えます。

そもそも「政策立案者」とその政策の成果が現れる市場を「評価する者」とが同一であることが、客観的評価を困難としている原因であるとも考えられます。従って、現状の運用で抜本的な評価手法の見直しが困難であるならば、第三者機関に評価を実施させる等、今後、客観的な評価を行うための議論が必要であると考えます。

以上の点を踏まえた上で、次頁より、本制度の評価結果案に対する弊社共意見を述べさせていただきます。

項目	頁	意見
評価手法全般について	-	<p><b>【意見】</b></p> <p>&lt;市場支配力の「存在」と「行使」の区分について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本制度の「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針2006～2008」において、市場支配力の認定にあたっては、市場支配力の「存在」と「行使」に分類し、市場支配力が「存在」しても「行使」の事実がなければ問題ないとする考え方が示されているところですが、実際の市場においては、市場支配力が「存在」する場合には、能動的な「行使」が行われなくとも、「存在」することだけで市場に対し潜在的な影響を与えているのが実態です。</li> <li>・ 例えば、市場支配力を有した事業者が存在すること自体が障壁となり、参入してもビジネスチャンスとなり得ないものとして参入希望者の参入意欲を事前に排除すること等の作用が働くものと考えます。従って、市場支配力の「存在」と「行使」を分けて考えるアプローチは不適切であり、市場支配力の「存在」自体をより重視した評価を行うべきです。</li> <li>・ 仮に市場支配力について「存在」と「行使」に分けたアプローチを採用する場合には、各種ルールや規制の存在のみをもって「行使」していないと安易に判断するのではなく、以下に例示する複数の可能性が有り得ることを考慮の上、市場実態を厳密に分析し、評価すべきです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 当該ルール等が機能しており、市場支配力の「行使」ができない状況にある</li> <li>② 当該ルール等に実効性がなく、実質市場支配力が「行使」されている</li> <li>③ 当該ルール等に実効性はないが、単に市場支配力を有する事業者が市場支配力を「行使」しないという選択をしている</li> </ul> </li> <li>・ なお、各論において後述するとおり、本評価結果案において市場支配力の「行使」がなされていないとされている市場についても、公正競争を阻害する各種問題事例が数多く見られ、競争ルールは実質的に形骸化していることから、各市場の評価についても見直す必要があるものと考えます。</li> </ul>

項目	頁	意見
		<p>&lt;HHIの分析について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本評価結果案におけるHHIの分析は、個別企業毎のシェアより算出した結果が示されていますが、市場支配的グループの共同的・一体的市場支配力やグループ企業のバンドルサービスが競争状況に大きな影響を与えることが想定される現状では、グループ企業単位でのHHI算出がより競争環境を適切に反映した指標となり得るものと考えます。</li> <li>・ 例えば、中継電話市場(市内・全国)において、個別企業として捉えた場合のHHIは2736ですが、NTT東西殿及びNTTコミュニケーション殿をNTTグループとして捉えた場合のHHIは5939.14となり、その数値は2倍以上に増加し、競争状況への評価が大きく異なってくるのが想定されます。</li> <li>・ 従って、HHIの分析においては、個別企業毎の数値に加え、グループ企業単位での算出結果を新たな指標に加える必要があると考えます。</li> </ul>
I 固定電話領域	39	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>② 市場支配力の行使</p> <p>以下の判断要素等を総合的に勘案し、現行の規制や市場の環境下においては、NTT東西が単独で市場支配力を行使する可能性は低いと評価する。</p> <p>(中略)</p> <p>ただし、モニターアンケート調査結果を考慮すれば、他領域のサービスとのセット提供と固定電話サービスの選択が関連している可能性がある。例えば、FTTH市場でのNTT東西のシェア増大(09年3月末時点で74.1%)に対して0ABJIP電話とのセット提供が寄与している可能性があると考えられる。また、競争事業者からは、NTT東西が保有するNTT加入電話の顧客情報によって営業面等で競争事業者に対して優位である可能性について指摘がある。このような状況を踏まえれば、固定電話市場における市場支配力のFTTH市場等他市場でのレバレッジの有無等について、引き続き注視が必要である。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本評価結果案において、「現行の規制や市場の環境下においては、NTT東西が単独で市場支配力を行使する可能性は低</li> </ul>

項目	頁	意見
		<p>いと評価する」とし、「固定電話市場における市場支配力のFTTH市場等他市場でのレバレッジの有無等について、引き続き注視が必要である」と示されていますが、現に、NTT東西殿が、固定電話市場における市場支配力を隣接市場に対し行使している事例が存在します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的には、本年7月の「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2009年度)」に対する弊社共意見において指摘したとおり、NTT東西殿においては、過年度以前より、加入電話の移転手続きの際にフレッツサービスの勧誘を行うといった不適切な営業が継続的に行われており、このような事例はまさに、NTT東西殿の固定電話市場における市場支配力を隣接するFTTH市場等へ行使・濫用している事態に他ならないものと考えます。</li> <li>・ また、本評価結果案において「FTTH市場でのNTT東西のシェア増大(09年3月末時点で74.1%)に対して0ABJ-IP電話とのセット提供が寄与している可能性がある」との分析もなされているとおり、加入電話の置き換えの際に、固定電話とブロードバンドサービスをセット販売することで、同様のレバレッジ効果を生じさせている事態も見受けられます。</li> <li>・ 以上を踏まえ、NTT東西殿による市場支配力の行使がなされているとの評価に見直すべきであり、また、レバレッジについても、注視事項として留め、競争阻害事案を放置するのではなく、本制度と競争セーフガード制度との連携の中で、評価結果を適切に競争セーフガード制度の検証に反映し、実効的な措置につなげていくことが必要と考えます。具体的には、固定電話市場からの他市場への市場支配力行使を明確に禁止し、NTT東西殿への罰則等を伴う厳格な指導を実施するとともに、固定電話サービスと他市場のサービス間のファイアウォールの厳格化を目的とした各種措置(116窓口とフレッツサービス受付センターの所在地や対応者の物理的分離等)及び0ABJ-IP電話市場におけるさらなる競争環境整備(フレッツサービスやNTT東西殿が提供する次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)における0ABJ-IP電話接続機能のアンバンドル等)を早急に実施すべきと考えます。</li> </ul>
	40	<p>【総務省案】</p> <p>2) 中継電話(部分市場)</p> <p>① 市場支配力の存在</p> <p>a) 量的基準</p>

項目	頁	意見
		<p>中継電話市場におけるシェア1位のNTTグループのシェアは09年3月末時点で市内が75.9%、県内市外が73.6%、県外が72.4%、国際が65.3%となり、競争事業者のシェアとの差は大きく、またシェアは安定的である。上位3社シェアは市内が88.2%、県内市外が87.0%、県外が86.4%、国際が83.6%であり、HHIは市内が2736、県内市外が2550、県外が3891、国際が3027となっており、市場は高度に寡占的である。</p> <p>(中略)</p> <p>② 市場支配力の行使</p> <p>以下の判断要素等を総合的に勘案し、NTTグループが単独又は複数の事業者が協調して市場支配力を行使する可能性は低いと評価する。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本評価結果案において、「以下の判断要素等を総合的に勘案し、NTTグループが単独又は複数の事業者が協調して市場支配力を行使する可能性は低いと評価する」とし、中継電話市場においては市場支配力が行使される可能性は低いと評価がなされていますが、現に、NTTコミュニケーションズ殿を中心として、NTTグループが協調して中継電話市場における市場支配力を行使している事例が存在します。</li> <li>・ 具体的には、本年7月の「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2009年度)」に対する弊社共意見において指摘したとおり、NTTコミュニケーションズ殿のサービスであるプラチナラインを中心として、グループサービスの共同営業を行うといった事例が存在し、このような事例はまさに、NTTグループが協調して市場支配力を行使・濫用している事態に他ならないものと考えます。従って、本市場においても、NTT東西殿による市場支配力の行使がなされているとの評価に見直すべきと考えます。</li> <li>・ また、本評価結果案において、「中継電話市場におけるシェア1位のNTTグループのシェアは09年3月末時点で市内が75.9%、県内市外が73.6%、県外が72.4%、国際が65.3%となり、競争事業者のシェアとの差は大きく、またシェアは安定的である」と示されている通り、依然としてNTTグループのシェアは高い水準を保っています。</li> </ul>

項目	頁	意見
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本要因としては、マイラインサービス開始時に明示的に申込がなかった回線について、NTTグループのサービスが登録されるといった、NTT優位なルールが採用されたことが大きく影響していることは間違いありませんが、そうしたマイライン制度の問題点も含め、本制度と競争セーフガード制度との連携の中で、各種競争上の課題を洗い出し、関連サービスにかかるセット販売や、共同営業行為等を厳格に禁止する措置を講じるべきと考えます。</li> <li>・ 加えて、NTT東西殿は固定電話市場の市場支配力を梃子に、中継電話サービスが提供されていないIP電話（ひかり電話）のシェア拡大を図っていますが、その結果として、中継電話市場が縮小していくという構図は、公正競争上、大きな問題を孕んでいるものと考えます。他事業者が、中継網単体での競争を行うことができる競争環境を整備するために、NTT-NGNやひかり電話におけるGC接続機能の類似機能のアンバンドル等を早期に実現すべきです。</li> </ul>
II 移動体通信領域	概要 9	<p>【総務省案】</p> <p>II 移動体通信領域の市場分析</p> <p>音声を中心としたARPU低落の傾向が続いている市場環境の中、NTTドコモのシェアは48.7%となり微減の傾向が続いているが、依然として競争事業者とのシェア格差は大きく、寡占的な市場構造の下、市場支配力を行使しうる地位にある。また、上位3社のシェアは94.6%と極めて高い水準であり、複数事業者が強調して市場支配力を行使しうる地位にある。</p> <p>しかしながら、第二種指定電気通信設備に係る規制の存在、事業者間のシェア競争が激しいこと等から、単独・強調ともに、市場支配力を実際に行使する可能性は低い。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの本制度において、移動体通信領域での市場支配力の存在・行使等の分析について、「その他の主な判断要素」として、「周波数の有限希少性」に触れられていますが、周波数については、「保有周波数帯域の相違」という、事業者間の競争に大きな影響を与える要因に着目することが、特に重要であると考えます。</li> <li>・ 弊社共としては、保有周波数帯の相違は、事業者間のエリアカバレッジや設備費用負担面で大きな格差を生じさせており、市場支配力を有する事業者は当該格差を基に市場における競争優位性を発揮し、市場支配力をより強固なものとしている</li> </ul>

項目	頁	意見
		<p>実態が存在しているものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本評価結果案においては、これら保有周波数帯の相違が競争状況に与える影響について未考慮であることから、周波数帯の相違と市場支配力有無の相関等について分析を行った上で、早急に格差を解消する施策を導入すべきと考えます。</li> </ul>
	42	<p>【総務省案】</p> <p>2)市場支配力の行使</p> <p>① 単独での市場支配力の行使</p> <p>現行の規制や市場の環境化においては、NTTドコモが単独で市場支配力を行使する可能性は低いと評価する。</p> <p>NTTドコモには、電気通信事業法の第二種指定電気通信設備制度に基づく接続約款の届出や不当な差別的取扱の禁止等の行為規制等の規制が適用されており、市場支配力の行使は抑止可能な状態にある。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本評価結果案において、「事業者間のシェア競争が激しいこと等から、単独・強調ともに、市場支配力を実際に行使する可能性は低い」と整理されているとおり、固定電話市場やFTTH市場等に比べると、移動体通信市場は活発な料金競争やサービス競争により、競争的市場と評価されています。</li> <li>しかし、依然としてNTTドコモ殿のようなドミナント事業者が存在し、その市場支配力が高まっている状況が窺えるところであるとともに、「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2009年度)」に対する弊社共意見でも述べたとおり、市場支配的事業者であるNTTドコモ殿とNTT東西殿によるグループ関連会社等を介した排他的連携等、市場支配力行使の恐れがある事例が数多く見られる状況にあります。</li> <li>従って、グループによる共同的・一体的市場支配力を含め、第二種指定電気通信設備を設置する事業者の市場支配力行使が十分に抑止可能となるよう、第二種指定電気通信設備制度に基づく接続約款の届出や不当な差別的取扱の禁止等の行為規制等の各種ルールをより厳格に運用すべきと考えます。なお、その際、第二種指定電気通信設備を設置する事業者以外の事業者に実質的な規制が課されることのないように、明確に指定事業者と非指定事業者の区分を行い、非対称規制</li> </ul>

項目	頁	意見
		<p>が十分に機能するよう留意することが必要と考えます。</p>
	43	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>番号ポータビリティ制度の導入等に伴い、定額制や各種割引の拡大等により、上位事業者間において、新規獲得及び既存顧客の維持に向けた競争が非常に活発に行われており、市場シェアや契約の純増数シェア等が変動を見せている。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本評価結果案において、「番号ポータビリティ制度の導入等に伴い、定額制や各種割引の拡大等により、上位事業者間において、新規獲得及び既存顧客の維持に向けた競争が非常に活発に行われており、市場シェアや契約の純増数シェア等が変動を見せている」として、番号ポータビリティ制度（以下、「MNP」という。）の導入が契機となり、競争が進展しているかのような記述がなされていますが、事業者間のシェアは累計ではほぼ変化がなく、2006年10月24日のMNP導入後から現在に至るまでに、各事業者において0～4%程度のシェアの増減があるのみに留まっています。</li> <li>・ すなわち、既存顧客の流動性は極めて低い状況にあり、競争促進と利用者利便の向上を目的として導入されたMNPは各種阻害要因により十分に機能せず、市場の流動性並びにそれに基づく利用者利便の向上が十分に体现されていない状況と言えます。</li> <li>・ MNP導入の成果については、導入直後の「電気通信市場における競争状況の評価2006」においても分析がなされたところではありますが、再度その有効性を分析し、サービス面でのMNPの移行の障壁やドミナント事業者の顧客囲い込みの存在等、問題の所在を明らかにすべきと考えます<sup>※1</sup>。</li> <li>・ なお、本件に関連して、本評価結果案の中で、「電気通信市場における競争状況の評価2007」の分析結果を引用し、「利用者にとって、契約解除料や長期継続割引の存在、音楽やゲーム等のコンテンツの持ち運びができない場合があること、ポータブルなメールアドレスを利用できる環境にはないこと等が、スイッチングコストとなっていると考えられる」と一部評価がなされています。この点については、本年6月16日に公表されているインターワイヤード株式会社殿が実施したアンケート<sup>※2</sup>によると、「電話番号だけでなくメールアドレスも継続できるとしたら、MNPを利用して携帯電話会社を変更する可能性は上がる」</li> </ul>

項目	頁	意見
		<p>と回答した人は64.0%存在し、「携帯電話会社の変更をしたいと思います理由」について、「変更するとメールアドレスが変わってしまうから」と回答した人が51.1%いたという結果が示されていることから、メールの継続的利用が不可であることが利用者にとってMNPの障壁の重要な要因となっていることは明らかです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従って、MNPをより有効に機能させるために、メール転送等の必要な対策が講じられるよう速やかにルール整備を行うべきと考えます。</li> </ul> <p>※1 諸外国においては、例えば英国では規制当局である Ofcom が MNP 活性化を目的に、MNP についてレビューを行っている事例もあります。  <a href="http://www.ofcom.org.uk/consult/condocs/gc18_mnp/">(http://www.ofcom.org.uk/consult/condocs/gc18_mnp/)</a></p> <p>※2 「MNP(番号ポータビリティ)」に関するアンケート(インターワイヤード株式会社殿、2009年6月16日公表)  <a href="http://www.dims.ne.jp/timelyresearch/2009/090617/">(http://www.dims.ne.jp/timelyresearch/2009/090617/)</a></p>
Ⅲ インターネット接続 領域	20～28	<p>【総務省案】  第2章 ブロードバンド市場の主要指標の分析  「4. 競争状況の評価」全体(引用省略)</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ブロードバンド市場におけるNTT東西殿の市場支配力については、シェア拡大や加入者回線におけるボトルネック性の存在等の複数の理由をもって「単独で行使しうる地位にある」と評価する一方で、当該市場における市場支配力の行使については、懸念・注視する材料を複数挙げながらも、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制等が一定程度有効に機能していることをもって、その可能性は引き続き高くないとしています。</li> <li>しかしながら、ブロードバンド市場全体でのNTT東西殿のシェアが、2006年3月から2009年3月の僅か3年間に、39.1%から49.8%へと約10ポイントも伸張していることから、設備のボトルネック性や固定電話市場における圧倒的な顧客基盤をベ-</li> </ul>

項目	頁	意見
		<p>スとする市場支配力が、現行の法規制を受けない子会社を活用した共同営業等の脱法的な行為等により、レバレッジという形で隣接するブロードバンド市場に濫用・行使されており、既存の各種ルールが機能不全に陥っているものと評価すべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以上を踏まえ、総務省殿は、早急に固定電話市場における市場支配力のレバレッジを防止する措置を講じるとともに、光加入者回線における分岐端末回線あたりの接続料設定の実現等により、ブロードバンド市場における公正な競争を促進すべきです。なお、詳細については、各部分市場に対する意見にて後述します。</li> </ul>
	40	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>2)市場支配力の行使</p> <p>① 単独での市場支配力の行使</p> <p>以下の要素等を総合的に勘案し、現行の規制や市場環境下においては、NTT 東西が単独で市場支配力を行使する可能性は低いと評価する。NTT 東西には、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制が適用されており、市場支配力の行使を抑止・けん制するための一定の歯止めとなる措置が講じられている。これらの規制は、一定程度有効に機能しているものと考えられる。</p> <p>その結果、ADSL サービスにおいては、ソフトバンク BB の契約回線数シェアが NTT 東西を抜き 1 位となるなど、対抗し得る有力な競争事業者が現に存在している。また、ブロードバンド市場内における FTTH や CATV からの競争圧力も存在しており、価格を引き上げることは容易ではないと考えられる。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ADSL市場においては、「NTT東西には、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制が適用されており、市場支配力の行使を抑止・けん制するための一定の歯止めとなる措置が講じられている」とされており、サービスシェアも拮抗していることから、「NTT東西が単独で市場支配力を行使する可能性は低い」と評価されているところです。</li> <li>・ 他方、加入者回線のうちメタル回線に占めるNTT東西殿の割合は99.8%と、加入アクセス部分の独占状態も指摘されている</li> </ul>

項目	頁	意見
		<p>ところであり、このような中、接続ルールに係る議論の中で検討されているNTT東西殿における回線名義人の問題や、本年7月の「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2009年度)」に対する弊社共意見において指摘した接続における公平性の問題等、運用面等での課題が依然として残置されている状況です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現下の厳しい経済情勢も影響して、ADSLサービスに対する嗜好が高まること等により、今後FTTHサービスへのマイグレーションが鈍化することも想定され、これらの問題をそのまま放置しておくことは、NTT東西殿による固定電話市場における市場支配力のレバレッジと相俟って、ADSL市場を非競争的な市場とする可能性も否定できません。</li> <li>・ 本評価結果案においては、「規制は、一定程度有効に機能しているものと考えられる」とされていますが、このような懸念を考慮すれば、ADSL市場における競争環境整備のために、すでに表面化している前述の各種課題の解消を早期に実施するとともに、固定電話市場における市場支配力のレバレッジを防止する措置を早急に講じるべきと考えます。</li> </ul>
	<p>73</p> <p>74～75</p>	<p>【総務省案】</p> <p>(2)市場支配力</p> <p>1)市場支配力の存在</p> <p>① 単独での市場支配力</p> <p>以下の判断要素等を総合的に勘案し、NTT 東西が市場支配力を単独で行使し得る地位にあると評価する。現存の市場構造や事業者間の競争状況においては、一定の競争ルールの存在なしには、契約回線数シェア1位のNTT 東西が単独で価格その他各般の条件を左右し得る地位にある蓋然性が高い。</p> <p>2)市場支配力の行使</p> <p>① 単独での市場支配力の行使</p> <p>以下の要素等を総合的に勘案し、現行の規制や市場環境下においては、NTT 東西が単独で市場支配力を行使する可能性は高くないが、固定電話市場からのレバレッジの懸念等があると評価する。</p> <p>NTT 東西には、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制が適用されており、市場支配力の行</p>

項目	頁	意見
	76～77	<p>使を抑止・牽制するための一定の歯止めとなる措置が講じられている。これらの規制は、一定程度有効に機能しているものと考えられる。</p> <p>(3) 今後の注視事項</p> <p>FTTH 市場がブロードバンド市場に占める重要性に鑑み、今後も詳細な分析を行う必要がある。FTTH は依然拡大期にあり、今後も契約回線数の増加が見込まれるが、一方で、純増数は鈍化傾向にあり、事業者の新規参入も同様の傾向にある。NTT 東西と他の競争事業者のシェアの格差が拡大していることも踏まえ、引き続き市場シェア等の競争状況をサービス区別の部分市場(集合住宅市場及び戸建て向け市場)及び地理的区別の部分市場の分析により詳細に把握すべきである。また、NTT 東西による市場支配力の行使の可能性について、今後も注視していく必要がある。</p> <p>(中略)</p> <p>また、広告・宣伝、工事や手続等はモニター調査の結果から料金に次いで利用者のサービス選択に影響を与える要素であることが分かっている。これらの要素が FTTH 市場の競争に及ぼす影響についても注視すべきである。</p> <p>(中略)</p> <p>また、固定電話市場における市場支配力を梃子とした NTT 東西による FTTH 市場における影響力の拡大等についても引き続き注視すべきである。</p> <p>(中略)</p> <p>さらに、NTT 東西による NGN を利用したサービス「フレッツ 光ネクスト」の開始が FTTH 市場に与える影響について注視することが必要である。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ FTTH 市場における NTT 東西殿の市場支配力については、前述のブロードバンド市場全体と同様、「単独で行使しうる地位にある」と評価する一方で、当該市場における市場支配力の行使については、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続</li> </ul>

項目	頁	意見
		<p>規制・行為規制・サービス規制等が一定程度有効に機能していること等をもって、その可能性は高くないとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ しかしながら、本市場においては、NTT東西殿の事業規模にとってのみ都合の良い狭い光配線区域や、光アクセスサービス市場の競争に寄与するとは言い難い加入光ファイバ接続料水準、分岐端末回線あたりの接続料設定等の接続ルールにおける根本的な課題が存在し、ADSL市場と比較すればボトルネック設備の開放等の各種ルール整備が十分でないことは明らかです。</li> <li>・ 加えて、今後の注視事項として列挙されている事項(広告・宣伝及び工事や手続等の影響、固定電話市場における市場支配力によるNTT東西殿の影響力拡大、「フレッツ光ネクスト」が与える影響等)については、本年7月の「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2009年度)」に対する弊社共意見において指摘したとおり、既に、実際の市場において問題として顕在化しており、公正な競争を阻害する要因として存在しています。</li> <li>・ 市場におけるシェアの推移を見ても、本市場におけるNTT東西殿のシェアが74.1%で上昇傾向にあり、競争事業者とのシェア格差は拡大する一方です。また、卸FTTH市場における卸売回線シェアも79.3%<sup>※3</sup>を占め、新規参入も自治体やCATV事業者が主で、NTT東西殿の設備を活用した参入は限定されている状況であり、寧ろ、一部競争事業者は市場退出を余儀なくされている昨今の競争環境は、前述の開放政策等のルール整備の遅れを如実に示しています。</li> <li>・ 以上の点を踏まえれば、前述の市場支配力の行使にかかる評価結果が妥当性を欠くことは明らかであり、総務省殿はFTTH市場において、設備のボトルネック性や固定電話市場における市場支配力のレバレッジがなされていることを踏まえ、NTT東西殿による市場支配力の行使がなされているとの評価に見直すべきと考えます。特に電気通信などのネットワーク産業は、市場におけるロックイン効果やネットワーク効果が強く生じるサービス特性を有し、競争上の課題を放置した結果からは後戻りできないとの指摘<sup>※4</sup>もなされているところであり、今後のブロードバンド市場の主要サービスであるFTTHの市場では、当該効果が市場環境に与える影響は甚大です。従って、総務省殿においては、本市場を競争上の最重要市場と位置付け、顕在化している問題を注視として放置することなく、一刻も早く、接続ルールにかかる議論や競争セーフガード制度と連携することにより、分岐端末回線あたりの接続料設定の実現、接続料の低廉化及び各種の競争阻害事例の排除等の厳格な措置を講じるべきです。</li> </ul>

項目	頁	意見
		<p>※3 「電気通信事業分野における競争状況の評価 2007」における戦略的評価「事業者間取引が競争に及ぼす影響に関する分析」</p> <p>※4 金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄編「独占禁止法」第2版(弘文堂)</p> <p>「電話サービス産業などのネットワーク産業では、特定のネットワークを選択して加入するユーザーが増えれば増えるほど、そのネットワークの利便性が高まって、さらにユーザーが増えるという好循環が起きる。これをネットワーク効果という。ネットワーク効果が働く場合には、顧客を囲い込んだ者が有利になるので、事業者は、過大広告や虚偽広告、抱き合わせ販売、排他条件付取引を行う誘引を持つ。このような行為は早期に発見してつぶしておかないと、不当な「1人勝ち」が生まれ、結果の修正も難しい。」</p>
	102 ~ 103	<p>【総務省案】</p> <p>(3) 今後の注視事項</p> <p>ADSL から FTTH へのマイグレーションが進行している中、ISP 市場における NTT 系事業者の契約回線数シェアは上昇を続けている。インターネット接続サービスはインターネット接続回線サービスと補完的なサービスであり、ADSL や FTTH といったブロードバンド市場から ISP 市場へのレバレッジによる影響について、注視が必要である。</p> <p>また、今後の IP 化の更なる進展に伴うトラフィック増によるネットワーク設備の増強、ネットワークの IPv6 化の進展への対応等に伴い、ISP のコスト負担が増大する可能性がある。これに関連して、IPv6 を利用する NTT 東西の NGN と ISP との間の接続に関して技術的な問題が発生することが懸念されており、これを解決するための新たな接続方式やその費用負担等について、事業者間の協議が行われている。この接続方式の変化が ISP 部分市場に影響を及ぼす可能性があり、現在進められている事業者間の協議や政策的な動向について注視するとともに、ブロードバンド市場へのトータルな影響について分析する必要がある。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本評価結果案の注視項目として「ブロードバンド市場からISP市場へのレバレッジによる影響」が挙げられていますが、本件</li> </ul>

項目	頁	意見
		<p>に関しては、数年前より、弊社共を含む競争事業者より、本制度あるいは競争セーフガード制度の中で量販店等におけるBフレッツのOCN推奨販売の実態を弊社共を含む競争事業者より指摘しているにも係らず、総務省殿は、積極的な検証を先送りしてきている状況です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その間にも市場の競争状況は変化を示し、2007年4月から2009年4月の期間では、FTTHを用いたISPサービスに係るNTT系事業者のシェアは30.1%から34.1%に増加しています※5。</li> <li>・ このことは、NTTグループのサービス間のセット販売の実施、あるいは、FTTH市場ないしは固定電話市場からの隣接市場に対する市場支配力のレバレッジ等により、NTTグループがISP市場でも競争力を有するに至っていることを裏付けるものであり、総務省殿は、いつまでも本問題を先送りすることなく、早急に本市場の公正競争環境確保に向けた各種措置を講じるべきと考えます。</li> <li>・ 具体的には、FTTHサービスの提供とともに、OCN等NTTグループのISPサービスが推奨される行為がどの程度行われているか量販店等に対する実態調査を行った上で、子会社等を含むNTTグループによるセット販売の禁止や、量販店等にセット販売行為を行わせないよう監督義務を負わせる等、市場支配的な事業者による排他的な共同営業を厳格に制限する措置を講ずるべきと考えます。</li> <li>・ 加えて、NTT-NGN上でのIPv6接続については、ネイティブ方式でのIPv6アドレスを付与可能な事業者が3社に制限されていること等に鑑み、NTT東西殿と直接的・間接的かを問わず資本関係のある会社がネイティブ事業者としてNTT東西殿と接続を行うことを明確に禁止し、ISP市場に対するNTTグループの市場支配力の影響力を厳格に排除すべきです。</li> </ul> <p>※5 財団法人インターネット協会監修「インターネット白書2007」「インターネット白書2009」(株式会社インプレス R&amp;D)</p>
IV 法人向けネットワークサービス領域	21～22	<p>【総務省案】</p> <p>1)市場支配力の存在</p> <p>② 複数事業者による市場支配力</p> <p>以下の判断要素等を総合的に勘案し、NTTグループの複数の事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にあると評価す</p>

項目	頁	意見
		<p>る。</p> <p>(中略)</p> <p>2)市場支配力の行使</p> <p>以下の要素等を総合的に勘案し、シェア上位の複数の事業者が協調して市場支配力を行使する可能性は低いと評価する。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本評価結果案において、「NTT グループの複数の事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にあると評価する」として いる一方、一定のファイアウォール措置等の存在を理由に、「シェア上位の複数の事業者が協調して市場支配力を行使す る可能性は低いと評価する」とし、WAN サービス市場においては NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿の協調による市 場支配力は存在するものの、行使される可能性は低いと評価がなされています。</li> <li>・ しかしながら、本年 7 月の「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集」に対する弊社共意見において指摘したとおり、 NTT コミュニケーションズ殿のデータ通信サービス(WAN サービス)の利用を条件として NTT グループの共同営業を行うとい ったケースが見られるところであり、上記ファイアウォール措置等の実効性については乏しいと考えざるを得ません。</li> <li>・ このような事案はまさに、NTT グループが協調して市場支配力を行使・濫用している事態に他ならないため、NTT 東西殿に よる市場支配力の行使がなされているとの評価に見直すべきと考えます。また、本制度と競争セーフガード制度との連携の 中で、評価結果を適切に競争セーフガード制度に反映し、実効的な措置につなげていくことが必要と考えます。具体的 には、NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿の共同営業行為を明確に禁止する等、実質的な公正競争の確保のための措 置を講じるべきと考えます。</li> <li>・ 加えて、本評価結果案においては、「WAN サービスの足回りにも使用されている NTT 東西が提供する加入者光ファイバの 接続料金に対して規制が適用されている」ことを理由に、NTT グループの市場支配力行使の可能性が低いとされていま すが、市場実態は、NTT グループのマーケットシェアが約 7 割にも達し、競争が十分に機能していないことから、その要因につ いて分析を行うべきと考えます。</li> </ul>



項目	頁	意見
		<p>NTT東西殿がISP市場等の隣接市場や関連サービスに市場支配力を行行使する(レバレッジを行う)懸念はより一層高まりを見せていると考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ この点に関連して、本年7月の「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集」に対する弊社共意見の中でも、各種バンドルサービス等に関連する競争阻害事例として、フレッツ・テレビやひかり電話等にかかる営業行為上の問題点を指摘したところです。</li> <li>・ 本評価結果案の「バンドルサービスの各要素が利用者動向へ及ぼす影響の分析」において、「FTTHに関連するバンドルサービスは利用者の選択に大きな影響を及ぼすことが想定され、市場競争に与える影響も大きい可能性がある」との分析結果が示されていることについては、上記の公正競争上の懸念に係る弊社共の指摘を裏付ける結果となっているものと考えます。</li> <li>・ 以上を踏まえ、「FTTH市場に関しては市場環境の変化を考慮に入れつつ競争ルールの不断の点検を行うべき」とする本評価結果案の内容を一步推し進め、本制度と競争セーフガード制度との連携の中で、評価結果を適切に競争セーフガード制度の検証に反映することが必要と考えます。具体的には、NTT東西殿の市場支配力のISP市場等の隣接市場や関連サービスへの行使を防止する観点で、各種事案毎に、以下の措置を早急に講じるべきと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- フレッツ・テレビのサービス提供主体に関するユーザの誤認を招くような名称の利用禁止及び広告宣伝方法等の営業活動のさらなる見直し</li> <li>- NTT 東西殿のフレッツサービス販売時に OCN を優先的に取り扱うといった排他的な販売行為を禁止するための実態調査の実施及び販売代理店に対する監督義務のルール化</li> <li>- ひかり電話に関する誤情報を基にした営業活動を防止するため、広告物等の審査体制に関する報告義務化及び営業マニュアルの報告・公表の義務化</li> </ul> </li> </ul>
	20～21	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>4. 本章の分析結果のまとめ</p> <p>本章ではコンジョイント分析によって、FMC型サービスを利用することによる利用者利便の向上について計量的な把握を実施し</p>

項目	頁	意見
		<p>た。具体的には、各種のFMC型サービスへのWTPは合計で700円を超え(ただし、正の値を示したものの合計)、月々500円から1,000円の費用を負担しても利用したいと考える利用者が一定程度存在すると推計された。そのため、このようなFMC型サービスが多様な主体により広く提供されることが、利用者利便の向上につながる可能性が高いと考えられる。</p> <p>同時に、そういったサービスが供給者へ与える影響についても適切に考慮すべきである。FMC型サービスは、供給者にとっても範囲の経済性を享受できるというメリットがあると考えられる。一方で、支配的事業者が関係するFMC型サービスの提供に関しては、隣接市場への支配力のレバレッジとなる可能性も考えられる。FMC型サービスに関しては、これら供給者におけるメリットと市場支配力の増大の両面を総合的に勘案しつつ、公正競争確保の観点から注視することが重要である。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本評価結果案の「バンドルサービスの各要素が利用者動向へ及ぼす影響の分析」において、「通信サービスの中では、特にインターネット接続と移動体通信が利用者のサービス選択に与える影響が大きい」と示されている通り、今後、バンドルサービスの中でもFMC連携が利用者選択に多大な影響を及ぼすことが予想されます。</li> <li>・ この点、「東・西NTT の業務拡大に係る公正競争ガイドライン」(以下、「活用業務ガイドライン」という。)においても、「固定通信分野・移動通信分野双方の市場支配力が結合することにより、(中略)電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの蓋然性は高い」と明記されているところです。</li> <li>・ NTT東西殿及びNTTドコモ殿の市場支配的地位を考慮すれば、NTTグループ間のFMC連携が、公正競争の確保に支障を及ぼす恐れが強まっていることは明らかであり、前述の活用業務ガイドラインの主旨等を踏まえ、本年7月の「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集」に対する弊社共意見の中で、両社の排他的なFMC連携サービスにかかる問題を指摘したところです。</li> <li>・ 本評価結果案の「FMC型サービスが利用者の選択に及ぼす影響に関する分析」において、「支配的事業者が関係するFMC型サービスの提供に関しては、隣接市場への支配力のレバレッジとなる可能性も考えられる」との分析結果は、上記の公正</li> </ul>

項目	頁	意見
		<p>競争上の懸念に係る弊社共の指摘を裏付ける結果となっているものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以上を踏まえ、「FMC型サービスに関しては、これら供給者におけるメリットと市場支配力の増大の両面を総合的に勘案しつつ、公正競争確保の観点から注視することが重要である」とする本評価結果案の内容を一步推し進め、本制度と競争セーフガード制度との連携の中で、評価結果を適切に競争セーフガード制度の検証に反映することが必要と考えます。具体的には、NTTグループに閉じたFMCサービスの事前・事後検証の徹底等、排他的なFMC連携の禁止のための適切なルールを整備するのは勿論のこと、NTT東西殿とNTTドコモ殿とのFMC連携を原則として禁止する等の追加的ルールを検討すべきと考えます。</li> </ul>
その他	-	<p><b>【意見】</b></p> <p>&lt;ブランド力の評価&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定点的評価において、これまでもNTTグループのブランド力について一定の影響を認める評価が出されていますが、未ださらなる影響を分析する上での評価手法は定まっておらず、事業者に具体的提案を委ねるのみで、その検討が進展していない状況にあります。</li> <li>ブランド力が競争環境に与える影響は決して無視できるものでなく、本年7月の「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2009年度)」に対する弊社共意見においても述べたとおり、ブランド問題は、諸外国における支配的事業者等の再編問題に絡めて必ず議論になる論点であり、今後の「NTT組織の見直し議論」においても、重要な論点の一つとなるものと考えます。</li> <li>こうしたブランド問題に関しては、総務省殿が具体的な検討を先送りしている中において、民間においても各種定量分析がなされている状況にあり、例えば株式会社シード・プランニング殿が公表した「電気通信事業におけるグループ・企業ブランド力調査」(2009年7月24日公表:下記参考)においては、「NTT」ブランドの優位性や子会社においても社名に「NTT」を冠することによるNTTグループとしての一体性が見受けられる結果が導き出されているところです。</li> <li>従って、民間によるこうした調査も参考とした上、総務省殿において、ブランド力が競争環境に影響を及ぼしていることを明らかにした上で、公正競争環境確保のために、NTTグループによるNTTブランドの使用を全面的に禁止する、若しくは全て</li> </ul>

項目	頁	意見
		<p>のグループ会社に対して個別のブランド使用を義務付ける等、早急にブランド使用に係るルールを確立することが必要と考えます。</p> <p>&lt;参考&gt;  「電気通信事業におけるグループ・企業ブランド力調査」(株式会社シード・プランニング殿、2009年7月24日公表)の概要  (<a href="http://www.seedplanning.co.jp/press/2009/2009072301.html">http://www.seedplanning.co.jp/press/2009/2009072301.html</a>)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 多数の消費者が、「NTT」の前身は電電公社であると認識するとともに、これが公的な企業イメージに結びついている <ul style="list-style-type: none"> <li>- 「電電公社はNTTの前身」と認識している消費者は84.8%にのぼるほか、NTTは信頼性が高いと考える人のうち69.4%がその理由を「公的なイメージがあり、サービスを安心して使えるから」としている。</li> </ul> </li> <li>2. 「NTT」ブランドは消費者のサービス購入時に影響 <ul style="list-style-type: none"> <li>- サービスや商品購入の際に社名に「NTT」を冠することで、59.1%の消費者が利用意向が増すと回答</li> </ul> </li> <li>3. NTT東西殿と県域等子会社を別会社と認識している消費者は少数 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 「NTT東日本ー東京南」や「NTT西日本ー関西」という社名を「NTT東日本やNTT西日本の子会社」と捉えている消費者が14.0%に対し、「NTT東日本やNTT西日本の支社又は支店」と捉えている消費者は52.6%と半数を超えている。</li> </ul> </li> </ol>
	-	<p><b>【意見】</b></p> <p>&lt;競争評価2009以降の評価方針の策定にあたって&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後予定されている2009年度以降における本制度の評価方針の策定にあたっては、前述の本制度の評価主体の在り方や市場支配力の認定手法(「存在」と「行使」を区分の可否)等を含め、関係者において幅広い議論を行うことが必要と考えます。</li> </ul>

以上